

箱根町議会における申し合わせ事項について

令和 7 年 6 月現在

1 質疑・質問等の発言に関する事項（会議規則第55条及び第56条）

(1) 一般質問

質問回数は3回とし、時間は答弁を含めて60分を超えることができない。
(昭和60年2月26日確認)

なお、3回目の質問を行う場合は2回目の質問に関連した内容でなければならない。(議会の慣例)

質問回数制限なし、時間は答弁を含めて60分を超えることができない。
第1質問は一括質問・答弁とし、第2質問以降は一問一答方式とする。
(平成24年6月25日議会改革等調査特別委員会)

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年3月議会は一般質問を中止、6月議会は議員1人につき答弁を含めて50分以内に短縮して行った。(令和2年3月5日、6月4日議運でそれぞれ確認)

(2) 議案

一問一答方式とし、同一議員につき、同一の議題について、20分を超えることができない。(平成元年8月23日確認)

再議に付された案件について、無効を確認する議決を行った。
(平成26年3月定例会 H26. 2. 25)

(3) 委員長報告

同一議員につき、同一の議題について、3回とし、時間は答弁を含めて30分を超えることができない。(昭和60年2月26日確認)

(4) 質問権の効力

予算・決算質問については、通告順に従い発言をしているが、病気等によりその時に不在の場合は、当該区分の質問権の効力を失うものとした。(平成20年3月6日議運で確認)

2 任期に関する事項

(1) 議長・副議長

2年間とする。

(2) 監査委員

2年間とする。

(3) 箱根町広域行政調査特別委員会正副委員長

2年間とする。(常任委員会の改選時に合わせる)

(4) 熱海・箱根・湯河原広域行政推進協議会委員

2年間とする。(常任委員会の改選時に合わせる)

(平成20年4月24日箱根町広域行政調査特別委員会で確認)

(5) 議会改革等推進特別委員会正副委員長

4年間とする。（議会改革調査等特別委員会に同じ。）

3 本会議に関する事項

(1) 議長公務

本会議中は、議会を優先し、町の行事やイベントなどには、出席しないものとした。（平成17年12月6日議運で確認）

(2) 監査委員の選任

町側から議長に対し、推薦依頼を受けた議会選出の監査委員については、議長が議会運営委員会に諮り、推薦をすることとし、議長は町長に推薦人の報告を行うこととしている。

なお、議会運営委員長は、全議員に対して推薦人の報告を行うこととしている。（平成18年5月15日臨時会で再確認）

(3) 報告案件の対応

6月定例会に上程される報告案件（財団法人箱根町観光協会経営状況の報告など）については、質疑並びに確認ができないこととしている。

平成25年6月定例会で、本会議に参考人として当該団体職員を招致し通告制で質疑を行った。

質疑時間は、同一議員につき答弁を含め20分以内とした。

平成26年6月定例会から、本会議で質疑を行わず、当該団体職員との意見交換会を開催し、通告制で質疑を行った。

質疑時間は、同一議員につき答弁を含め20分以内とし、通告なしの議員については、5分以内とした。（H26・27・28確認）

(4) 行政報告

町側からの行政報告については、質疑を認めるものとし、質疑時間は同一議員につき答弁を含めて10分以内とした。（この時の事件についてのみの対応）（平成19年10月29日議運で確認）

(5) 議案の日程順序

日程の順序については、別紙のとおり再確認をした。

(6) 傍聴の中止

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年12月定例会から傍聴を中止した。（令和2年11月24日議運で確認）

※ 令和3年6月定例会から10名限定で再開

4 委員会に関する事項

(1) 会議の持ち方

まず先に、町側から委員会への報告事項を行い、その後、質疑等の意見交換を行う。続いて、町側から定例会に上程する議案等について報告することとした。なお、上程議案等については、質疑は行わず、内容の

確認程度に止めることとし、事前審査に当たらないようにした。

(平成16年11月16日議運で確認)

平成24年2月15日開催の全員協議会より、本会議前、上記の委員会対応から全員協議会に切り替えた。なお、上程議案についての質疑は行わないものとした。(平成24年1月30日議会改革調査等特別委員会)

(2) 人事案件の説明

人事案件を所管する部等においては、上程議案の中で報告することとし、その常任委員会に所管する人事案件がない場合において、最後に「その他」の中で、副町長から説明を受けることとした。

(平成16年5月21日正副議長委員長会議で確認)

(3) 各種委員の選出

町長からの依頼により議会から選出する各種委員の推薦については、改選後の各常任委員会で選出することとしている。

※ 都市計画審議会委員の選出については、教育福祉環境常任委員会から2名、総務企画観光常任委員会から1名を選出することとした。

(平成20年1月22日議運で確認)

※ 平成28年4月1日からは、地域性を考慮して選出することとした。

(平成28年3月正副議長会派等会長会議で確認)

(4) 議長が所属する委員会

議長は、総務企画常任委員会に入ることとした。

(平成17年2月9日議運で確認)

※ 正副議長は、それぞれ別の委員会に所属し、特に指定はしないこととした。(平成19年8月28日議運で確認)

(5) 職員の紹介

常任委員会での職員の紹介は行わないこととした。

(平成18年5月2日議運で確認)

(6) 新条例の議案説明

町側が新条例を委員会で説明する際には、条例案と条文解釈を資料として提出してもらうこととした。(平成20年2月22日議運で確認)

詳細な説明は行わず、翌日議案送付となることから、条文解釈の資料は省略することとした。(平成27年11月24日全協で確認)

(7) 傍聴者への対応

常任委員会、特別委員会、議会運営委員会において、暫時休憩をした場合は、傍聴者は退席させることとした。

(平成20年6月13日議運で確認)

5 請願・陳情

- (1) 請願・陳情の提出期限は、議会運営委員会の一週間前としているが、その後に提出された場合は、次の定例会前の議会運営委員会において審議される。

6 傍聴者へ資料

- (1) 本会議は、議事日程、一般質問一覧表、傍聴規則とする。
- (2) 常任委員会または特別委員会は、議員においては、委員会及び特別委員会に提出した資料と同じものを配付し、一般の方においては、議事日程のみとした。（平成19年11月27日議運で確認）
- (3) 議会運営委員会は、資料一式を配付する。（議員のみが傍聴）
※ 報道関係者には、必要とするものを配付する。
- (4) 本会議及び他の委員会等においては、議員及び委員に配付した資料と同様のものを一般傍聴者及び報道関係者に配付（貸出）をすることとした。（平成26年8月28日全協で決定）

7 その他

(1) 夏季における服装

6月から9月までの間、本会議においては、上着・ネクタイを着用することとし、委員会においては、上着・ネクタイの着用はしなくてもよいこととした。なお、本会議においては、議長が許可をした場合、上着を着用しなくてもよいこととした。（平成19年6月13日議運で確認）

6月から9月（平成23年度から5月から10月）までの間、本会議においては、上着着用（議長許可で着用しなくてもよし）、ネクタイ着用しなくてもよしとし、委員会においては上着、ネクタイとも着用しなくてもよしとした。（平成22年8月31日議運で確認）

(2) 夏季以外での服装

11月から4月までの議会での服装について、本会議及び委員会等については、上着着用、ネクタイの着用は自己判断とすることとした。なお、執行部も同様とする。（令和6年11月21日議運で確認）

(3) 政務活動費

収支報告書には、領収書類（1円以上）を添付することとしている。

（平成15年12月5日議運で確認）

※ 平成19年12月定例会本会議において、箱根町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正が可決され、平成19年度以降の収支報告書に領収書類等を添付することを条例により義務付けをした。

（平成19年12月14日議決）

地方自治法の改正に伴い条例改正を行い、使途の拡大とともに、名称を政務活動費と改めた。（平成25年2月22日議決）

収支報告書、領収書等をホームページに掲出することとした。

（平成26年11月21日全協で決定）

(4) 議事録作成用テープの貸し出し

- ・ 録音テープの貸し出し等は禁止とする。
- ・ 発言の確認が必要な場合は議事録において行うことを原則とする。

ただし、議事録作成前に自分の発言内容等を確認したい場合は、議長の許可を得て、事務局職員の立ち会いのもとに録音テープを聴くことができる。（平成20年1月22日議運で確認）

※ 録音テープ記録から I C 記録に切替えたことにより、議事録作成前に自分の発言内容等を確認したい場合は、議長の許可を得て、I C 記録から紙媒体に出力したものを渡すものとした。（平成21年6月から）

(5) 県外行政視察

平成21年度から通常の県外行政視察は廃止とした。

（平成19年11月27日議運で確認）

(6) 費用弁償

平成20年1月から本会議及び委員会等への出席時における交通費の支給を廃止した。（平成19年12月14日議決）

(7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の推薦及び任期について

広域連合の申合せにより、その時の議長が広域連合議会に立候補する。任期は、広域連合の任期中に町の選挙が行われ、同一人が当選した場合は、その者が議長でなくても引続き務める。（平成21年5月14日全協）

(8) 議場への国旗及び町旗の掲揚について

議場へ国旗及び町旗を掲揚（議長席横卓上）することとした。

（平成28年3月3日議会改革等推進特別委員会で確認）

平成28年9月定例会から、議長の後ろに掲揚した。

令和2年10月臨時会から、国旗及び町旗を寄木細工の額装とした。（故勝俣徹元議長の遺族による寄贈）

(9) 本会議等での飲水について

平成28年9月定例会から、本会議及び委員会等での飲水（水またはお茶）について、議員及び町執行部は可とした。

（平成28年7月21日議運、7月27日全協で確認）

議案等の日程順序についての申し合わせ事項について

平成 20 年 2 月 22 日（金）の議会運営委員会において、日程順序についての確認があったもの。

日程の順序については、一般質問を別に考え、次の順序とした。

- 1 議会議事案件の付託事項
- 2 議会議事案件の新たに提出された請願・陳情等
- 3 町長提出議案の専決処分の承認
- 4 町長提出議案の付託議案
- 5 町長提出議案の若い議案番号順
- 6 議会議事案件のその他

※ ただし、9 月定例議会に決算議案が上程されるときは、決算議案を 4 番目に入れることとしている。

《参 考》

一般質問の順序については、先例で次のとおりとしている。

- 3 月定例議会・・・日程の最後としている。
- 6 月定例議会・・・日程の 2 日目からとしている。
- 9 月定例議会・・・日程の中間（議会議事案件のその他の前）
ただし、改選時は日程の 2 日目からとしている。
- 12 月定例議会・・・日程の 2 日目からとしている。